

南方軍關係史實調査要領

方針

一 史實資料ノ收集整理ヲ容易ナラシムル爲現地部隊兵團ニ資料調製ヲ豫メ命シ之ヲ履行歸還セシムル如ク指導スルト共ニ資料調製ノ適任者ニシテ既ニ内地ニ在ルモノニ就テハ速カニ調製擔任者ヲ決定シ調製方委

賜ス

ニ 資料ノ整理ハ統率、指揮ノ系統ニ依リ收集シ各自隊内ニ於テ之ヲ整理スルヲ本則トシ殘務整理機關ハ之カ援助ト指導トニ任ス

三 資料調製並ニ整理ニ任スル者所要ノモノニ對シ身分取扱、給與等ノ適切ヲ期シ業務ノ遂行ヲ容易ナラシム

要領

四 南方軍殘務整理部ニ於ケル史實調査業務ノ分擔左ノ如シ

東京班

(1) 全般ノ計畫指導ニ關スル事項

(2) 既ニ内地ニ歸還セル資料調製適任者ニ對スル調製方委囑ニ關スル

13

0658

事項

(イ) 南方軍總司令部ノ資料調製並ニ收集セル資料ノ最終整理ニ關スル
事項

(ロ) 東京班ニ於テ調製作業ニ任スルモノニ對スル指導援助

廣島本部

(イ) 資料收集ニ關スル港灣班業務ノ指導援助

(ロ) 資料ノ收集並ニ東京班ヘノ送達

(ハ) 廣島本部内ニ於テ調製作業ニ任スル者ノ指導、援助

港灣班

海上陸部隊ニ對スル連絡並ニ情報調製通任者ニ對スル調製方委託若

クハ廣島本部或ハ東京班ヘ連絡指導

向小部隊等ニシテ港灣班ニ對テ情報調製通任者ヲ實施スルモノニ對スル指導

援助

(イ) 収集セル資料ノ整理並ニ送達ニ關スル業務ニ對シテ之ヲ委託セラレ

タルモノノ送達並ニ整理ニ關スル業務ニ對シテ之ヲ委託セラレ

々上陸部隊

(1) 自己部隊、兵團ニ歸スル資料ノ調製收集整理

(2) 主トシテ爲以上ノ兵團ニ在リテハ所屬ニ應シ廣島本部若クハ東京

陸ニ於テ自己兵團關係ノ調製收集、整理ニ任ス

其良實資料調製若クハ整理擔任者ノ身分取扱並ニ給與ニ關シテハ左ノ基

準ニ據ル

ノ獨立旅團以上ノ兵團ニ在リテハ所屬ニ應シ廣島本部内ニ於テ調製ニ

任スルモノトシ更ニ下級單位部隊ニ於テハ通常上陸地ニ於テ調製ニ

任スルモノトス

廣島ニ於テ作業ニ任スルモノ其ノ日取一週間以上ニ亘ル時ハ通常之

ヲ囑託スルモノトス

ノ獨立軍及方面軍並ニ軍政監部ヲ有スル軍以上ノ資料調製擔任者ニシ

テ最終整理ニ任スル等所屬ノモノハ之ヲ東京本部ニ送致シ作業ニ任セ

シム

此際ノ身分取扱ニ關シテハ前項ノ未項ニ準シ處理スルモノトス

3 前第ノ2項ニ於テ作業日取一週間ニ滿ルサルモノニ對シテハ出頭ノ
爲ノ注意ヲ給ス

4 資料複製ノ要領ニ對シテハ附表第一、第二ニ據ルモノトス
5 南方ニ係る資料複製擔任者(豫定)一覽表附表第三ノ如シ

0661